

令和6年度 沼津市立今沢中学校 いじめ防止基本方針

〔いじめ防止等の組織〕

- ・「いじめ対策委員会」を設置し、いじめに対して組織的に対応する。

〔未然防止〕

- 1 教育活動全体を通じた指導
 - ・学校教育目標、学校経営目標、教育の重点の意識化。
 - ・道徳教育、人権教育、情報モラル教育、特別支援教育、体験学習。
- 2 授業づくり
 - ・「わかる、できる」を実感する。ユニバーサルデザインを意識。落ち着いた環境づくり。
- 3 学級づくり
 - ・いじめを許容しない雰囲気づくり。居場所があり、成就感・充実感をもてる集団。

〔早期発見〕

- 1 姿勢
 - ・いじめは、「いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」という認識のもと、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 2 校内連携
 - ・全校生徒を全職員で見る意識を持つ。いじめに該当するか否か一人で判断せず、学年主任、管理職等へ速やかに報告する。
 - ・スクールカウンセラー、支援員と連携し、情報交換を積極的に行う。
- 3 認知
 - ・学期ごとにアンケート実施、教育相談期間を設定。
 - ・三者面談（1、2学期）で情報の収集・共有。
- 4 保護者・地域との連携
 - ・いじめを受けた側・いじめた側の保護者との連携・協働。

〔対処〕

- 1 ケース会議等
 - ・職員の役割分担、指導方法・手順の検討。モニタリング（3か月目途）の確認。
- 2 いじめを受けた生徒・保護者に対する支援・対応
 - ・対応方針について、生徒及びその保護者に説明。解消まで見守り。カウンセリング等支援。
- 3 いじめた側の生徒・保護者に対する対応・指導
 - ・行為が許されないことを十分に自覚させる。謝罪方法を検討する。いじめの背景にある要因についても検証し、再発防止に努める。
- 4 集団に対する対応・指導
 - ・観衆、傍観者から仲裁者、相談者として行動がとれるよう支援する。再発防止に向け集団としてなすべきことを考える機会をもつ。
- 5 市教委への報告・連携
 - ・重大事態か否かを見極め、正確に報告し、連携を図る。
- 6 関係機関との連携
 - ・必要に応じて、警察、少年サポートセンター等と連携を図る。学校運営協議会で情報共有。
- 7 情報の整理・管理
 - ・対応の記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の作成と保管。

〔検証〕

- ・学校評価会議でいじめ防止の取り組みについて検証し、いじめ防止基本方針の見直しを図る。
- ・学校運営協議会でいじめ防止基本方針を検証する。